別記様式第２（第２条関係）

年　　月　　日

総務大臣　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

使用廃止報告書について

総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（令和６年総務省令第84号）第２条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

2　物品の使用廃止日及び理由

物品の名称	事業名	廃止年月日	廃止の理由	備考

3　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

添付資料：廃止の事実を証明することができる書類

（記載要領）
各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。

○総務省・環境省・農林水産省・経済産業省・財務省・国土交通省・厚生労働省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤　信太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省・環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「15」を「10」に改める。

附　則

1　（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

2　（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省令第五十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［略］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ	（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［同上］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ